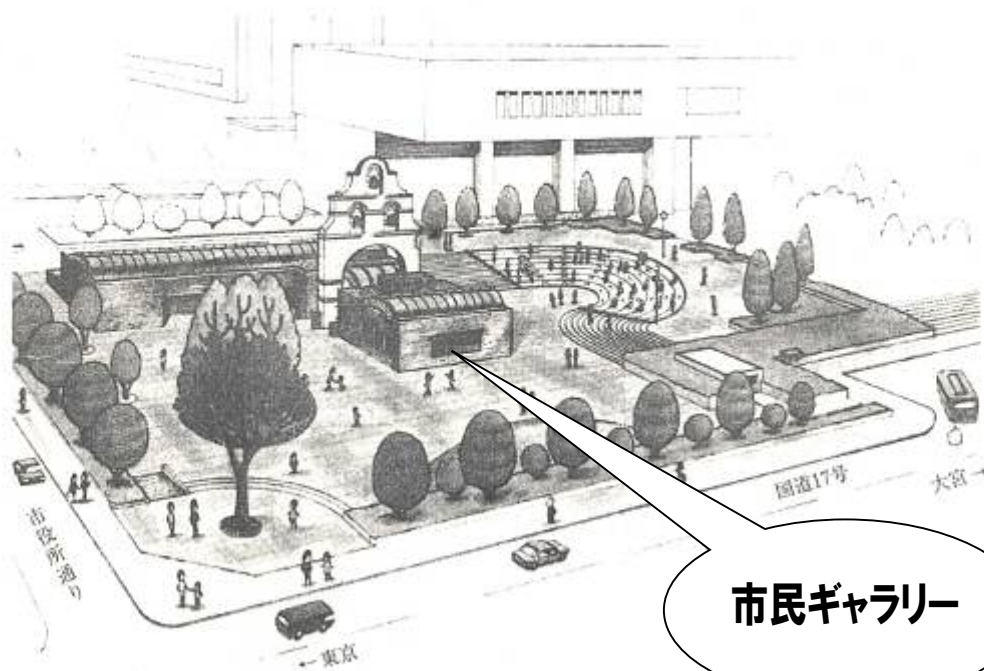


ギャラリー いんぷおめーしょん



市民ギャラリーのご案内

詳しくは・・・

さいたま市 スポーツ文化局 文化部

文化振興課へ

電話048-829-1226(直通)

FAX048-829-1996

bunka-shinko@city.saitama.lg.jp

Ⅰ 市民ギャラリーとは

さいたま市役所東側広場内の“市民ギャラリー”を、市民の皆様の文化芸術活動の発表の場として、貸し出しています。

絵画、書、彫塑、写真など、皆様の日頃の活動成果を、ぜひご披露ください。

- 場 所 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 さいたま市役所東側広場内

- 施設概要 床面積 44㎡(13坪)、高さ 2m30cm
 ※ 施設の平面図は、P6をご覧ください。

- 開館時間 午前10時～午後5時まで
 注) この時間には、準備・後片付けのための時間が含まれます。

- 使用資格 ① さいたま市内に住所を有する個人
 ② さいたま市内で活動するグループ

- 使用期間 1週間単位(月曜日～日曜日)
 注1) 12月29日～翌年1月3日は休館です。
 注2) 庁舎のメンテナンス等により、休館になることがあります。

- 使用料 無 料

II 使用申込と承認

■ 申込方法

- 申込受付日に会場へお越しいただいた方を対象に、抽選によるものとします。
- 抽選によるため、御希望の使用期間とならない場合もあります。

■ 申込受付日

- 下記の区分により、3か月分の使用をまとめて受付けます。
- 対象期間の中で、1週間(月曜日～日曜日)を単位とした使用申込みとなります。

区分	受付日	3か月分の対象期間
第1期	03月1日	6月最初の月曜日 ～ 8月最終月曜日から次の日曜日まで
第2期	06月1日	9月最初の月曜日 ～ 11月最終月曜日から次の日曜日まで
第3期	09月1日	12月最初の月曜日 ～ 翌年の2月最終月曜日から次の日曜日まで
第4期	12月1日	翌年3月最初の月曜日 ～ 翌年5月最終月曜日から次の日曜日まで

※ 受付日が土・日曜日の場合は、その月の最初の月曜日を受付日とします。

※ 12月29日から翌年1月3日までは休館です。

■ 申込受付の手順

- 申込受付日の**午前9時00分から午前9時30分**の間に、市民ギャラリーへお越しいただき、抽選の申込をしてください。申込をされた方に、番号札をお渡しします。
- 午前9時30分から、申込時の受付番号を元に抽選を行います。
申込時にお渡しする番号札と同じ番号の球を抽選器に入れ、職員が抽選器をまわします。出た番号と同じ番号札の方が当選となります。
- 当選した方から順に、使用を希望する期間(月曜日～日曜日の1週間単位)を選んでいただきます。
※なお、当選順に使用期間を決定するため、希望の使用期間を選べない場合もあります。
- 当選者に申請書類をお渡ししますので、抽選終了後、記入し、提出していただきます。
- 抽選の結果、使用者のない期間がある場合には、当該期間の10日前までの間は随時申請を受け付けています。(先着順により使用者を決定します。)該当期間の有無については文化振興課(Tel.048-829-1226)までお問合せください。

【注意事項】

- ア 抽選に参加できる方は、個展開催者または、グループから1人のみです。
※個展希望者がグループ展の抽選参加者を兼任することはできません。
※複数団体の合同展示の場合、全団体の中から1人のみの参加となります。
- イ 多くの方にご利用いただくため、当選した方は、次回と次々回の抽選には参加できません。
(例:第1期当選者→第2期と第3期の抽選参加不可→第4期抽選参加可能)

■ **使用の承認**

- 使用許可書は、後日郵送します。
- 市民ギャラリーを市内で活動する皆様に有効活用していただくためにも、使用をキャンセルする場合は速やかに文化振興課(Tel.048-829-1226)まで御連絡ください。
- 次のような場合には、使用承認することができませんので御了承ください。
 - ① 公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれがある場合。
 - ② 部屋又は附属設備を損傷するおそれがある場合。

■ **使用権譲渡の禁止**

使用承認を受けた場合、その権利を他に譲渡し、転貸することはできません。

■ **使用承認の取消し**

次の場合は、使用許可の取消、または停止をすることがあります。

- さいたま市庁舎管理規則等で定められた事項や、係員の指示を守らないとき。
- 公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれがある場合。
- 不正な手段によって、使用の許可を受けたとき。
- 市の行事等により使用するとき。
- その他市民ギャラリーの管理上、特に必要とするとき。

III 使用にあたっての注意

■ 事前打合せ

使用者は、展示上の具体的な事柄について、特に必要な事項がありましたら、使用日の7日前までに、文化振興課に申し出てください。

■ 展示・設備の使用

- 展示準備は、使用開始日の午前10時から行ってください。午前10時より前の時間帯は使用できません。
- ※ 使用開始日が使用申込受付日にあたる場合は、午前10時15分以降に展示準備を始めてください。
- 搬入・搬出及び展示、設備の使用(展示パネルの移動・スポットライトの使用等)については、係員の指示に従ってください。
- 展示方法がわからないときは、係員にお尋ねください。
- 展示にあたっては、テープ・糊等の接着剤類及び釘・画びょうは、使用しないでください。

■ 展示案内板等の利用

- 公開期間中、展示案内板をギャラリー入口横及び出窓内に設置できます。
 - ・ ギャラリー入口横 案内板…縦86cm×横56cmの大きさ以内
 - ・ ギャラリー出窓内 案内板…縦70cm×横100cmの大きさ以内
- 展示開始10日前から展示期間が終了するまで、国道沿いの掲示板にポスターを掲示できます。(展示可能枚数は1枚、72.8cm×51.5cm(B2版)の大きさ以内)
 - ※ ポスターの掲示を希望する場合は、展示開始14日前までに、必ず文化振興課にポスターを提出してください。(掲示できない場合もあります。)
 - なお、提出されたポスターは、返却しません。

■ 使用期間中の展示品の管理

- 展示品の管理については、使用者が責任を持って行ってください。また、期間中の展示品の管理・案内のため、常に1名以上の展示関係者が待機してください。
- 閉場から翌日開場するまでの間は、充分注意して展示品を保管しますが、不慮の災害及び紛失については、その責任は負いません。
- 正午から午後1時まで係員が休憩時間を取りますので、必ず展示関係者がギャラリー内に待機してください。

■ 原状回復

- 使用後は、市民ギャラリー内を使用前の状態に戻し、また、使用した市の物品等は使用者が責任をもって係員に返却してください。
- 使用にあたって、市民ギャラリーの設備やその他備品等を傷つけたり、紛失した場合は、弁償していただくことがあります。

■ 展示終了後

- 展示品等の撤去は、使用最終日(日曜日)の午後5時までに終了してください。
- 展示品は、使用最終日に必ずお引取りください。市では、引き取りのない展示品については、一切責任を負いません。

■ 開場・閉場

- 市民ギャラリーの開場・閉場は、使用者の立会いの上、係員が行います。
- 市民ギャラリーの申込受付日(概ね3月・6月・9月・12月の各月の1日)は、午前10時15分まで、来館者の入場は出来ませんので、事前に周知してください。

■ 展示品の制限

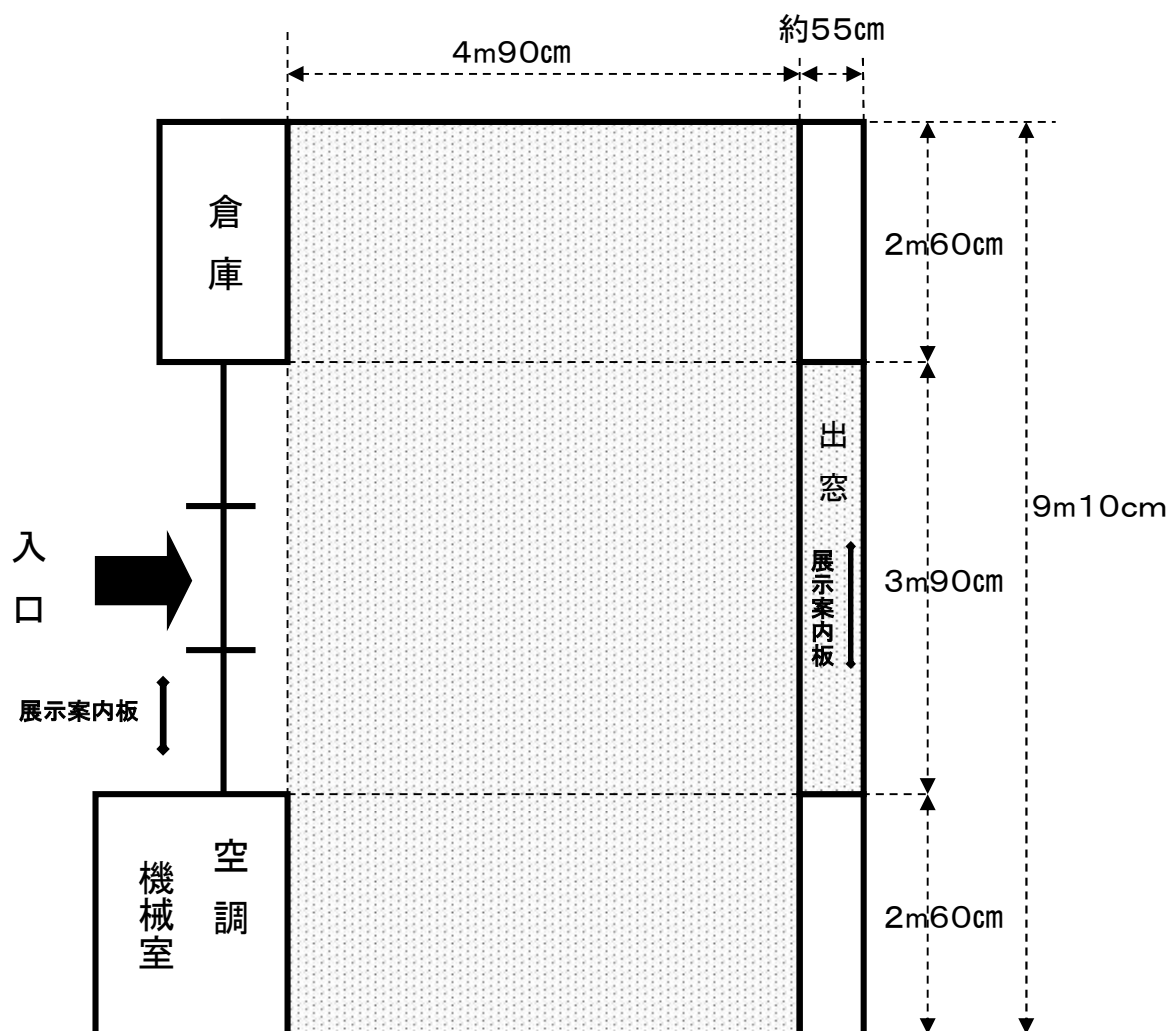
- 電気、液体を使用する必要がある展示については、事前に文化振興課へご相談ください。
- 次の作品については展示できません。
 - ① 天井から直接下げるもの
 - ② 火気、ガス等を使用するもの
 - ③ 不快音・大きな音又は高熱を出す仕掛けのあるもの
 - ④ 刃物等を素材にし、危害を及ぼすおそれのあるもの
 - ⑤ 悪臭を出したり、腐敗するおそれのあるもの
 - ⑥ 土、砂利・砂等を直接床面に置いたり、床面等を壊したり、汚したりするおそれのあるもの
 - ⑦ その他来館者に著しく不快感を与えるもの

■ その他

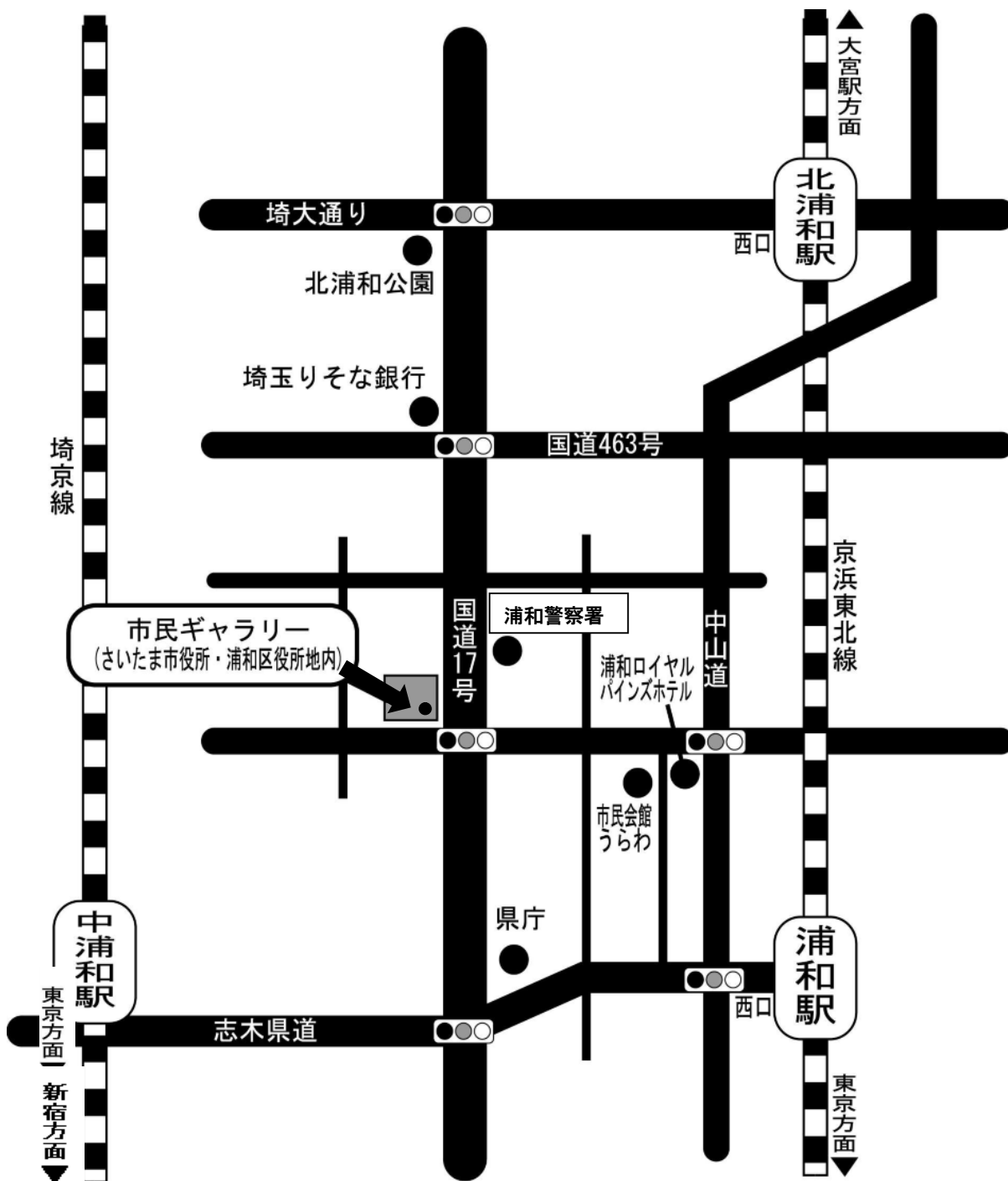
- 展示品等の販売行為はできません。
- ワークショップを実施する場合は、無料としてください。
- 鑑賞の手引きとなる資料等の配布は文化振興課の承認を受けてください。
- 市民ギャラリー内での飲食は、ご遠慮ください。

IV 市民ギャラリー平面図

- 床面積 44m²(13坪) ※ 下図の網掛け部分
- 高さ 2m30cm
- 展示設備 壁面は穴空きボード、ワイヤーフックを掛けるレール有
S字フック(130本)、ワイヤーフック(140本)、
ゴム鉚(80個)
- 備品 テーブル(会議机180cm×45cm・6台)、台車(1台)、
テーブルクロス(白布10枚)



V 案内図



さいたま市浦和区常盤6-4-4